

北本市学校選択制だより

北本市教育委員会 令和6年7月16日(火)



令和7年度中学校入学生(現小学校6年生)の「学校選択制」を、以下のとおり実施します。制度の利用を希望する場合、以下の内容をよくご確認ください、申請してください。

○中学校の通学区域について

中学校の通学区域は、「北本市立小・中学校通学区域に関する規則」に則り、居住地により指定されています。(以下、指定校)

通学区域一覧
(北本市 HP)



○北本市学校選択制許可要件について

令和7年度の中学校入学に際し、学校選択を希望される場合は、以下の要件を満たすことが条件になります。

北本市学校選択制の許可要件

以下のア～ウの要件のうちいずれか1つ以上を満たした場合、児童、保護者の連名にて、指定校以外への入学を希望するための申請をすることができます。

ア：人間関係に起因する問題への対応

指定校以外の中学校を選択することにより、人間関係に起因する問題に対応できると想定される場合

イ：部活動

中学校で取り組みたい部活動が指定校にない場合

ウ：その他の理由

指定校以外への入学を選択する具体的、かつ、やむを得ない事由があり、それが相当と認められる場合

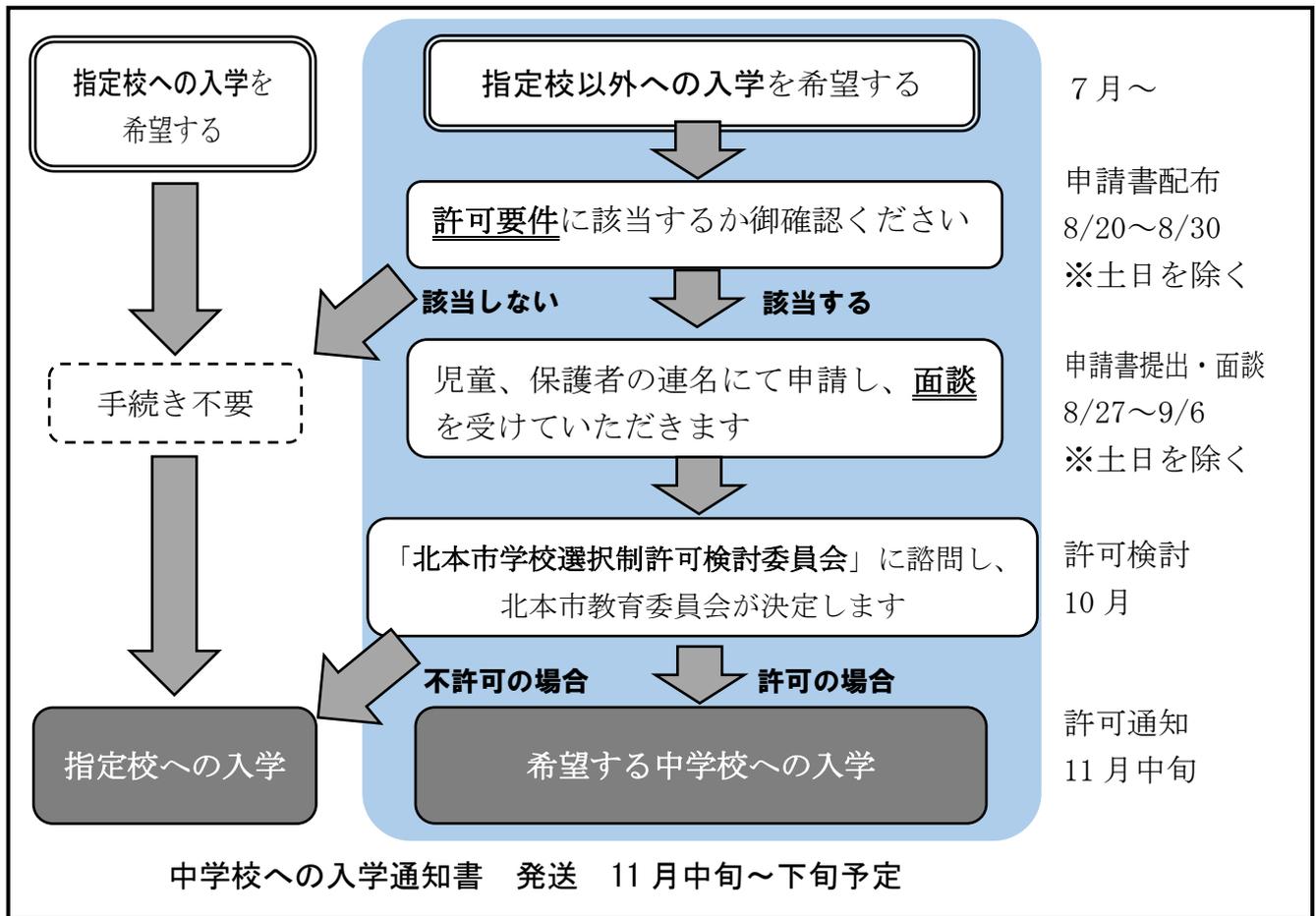


※兄弟が指定校変更・区域外就学により就学している、若しくは就学していた学校へ就学を希望する場合には、「学校選択制」とは別の手続きが必要となります。兄弟関係に係る指定校変更については、学校教育課に直接お問い合わせください。

○学校選択の手続きについて

1 選択希望の有無と手続きの流れについて

令和7年度「中学校入学通知書」が発送されるまでの流れは、次頁の図のとおりです。指定校への入学を希望する場合は、手続きは不要です。指定校以外の中学校を選択する場合は、次頁の図の右側「指定校以外への入学を希望する」からの流れをご確認ください。



2 申請書の配布及び提出期間等について

申請書の配布期間及び提出・面談期間は以下のとおりです。申請書の提出時に児童・保護者同伴で10分～20分程度の面談を実施します。

学校選択制希望申請書の配布 及び 提出・面談期間

配布場所

学校教育課窓口（市役所3階） ※配布の際は保護者の方のみご来庁ください。

配布期間

8月20日（火）～8月30日（金）8：30～17：15

※ただし、土日は除く。

※窓口にて面談可能日をお伺いします。事前に、面談が可能な日時をご確認の上、ご来庁ください。面談時間は10～20分程度です。

提出・面談期間

8月27日（火）～9月6日（金）15：00～17：15

※ただし、土日は除く。

※提出時に面談を実施します。児童・保護者の同伴でご来庁ください。

※申請書内容を確認の上、小学校生活の状況や選択理由等についてお伺いします。

☆お問い合わせ☆

学校選択制に係る手続き方法や、不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

北本市教育委員会学校教育課学事担当

電話 048(594)5564

学校選択制に係るQ & A

過去（令和元年度から令和2年度にかけて行った）の変更点や学校選択制についての質問を参考として「Q & A」形式でまとめました。〔A：〕⇒北本市教育委員会からの回答〕

Q 1：許可要件「通学距離による希望」が除外されました。なぜですか。

→A：「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」※1（平成31年2月）を受け「北本市学校選択制検討委員会」※2で検討した結果です。

この基本方針で、通学距離について「実距離で小学校はおおむね3km以内、中学校は自転車通学を加味しておおむね6km以内」と示されました。

※1「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」とは

本市の人口は、平成17年（2005年）をピークに減少傾向が続いており、今後、少子高齢化・人口減少が急速に進んでいくことが予想されています。

このような本市の実態を踏まえ、児童生徒の教育条件を改善する観点を中心に据え、学校の果たす役割を再確認し、学校教育の目的と目標をよりよく実現させていくために策定された方針です。

詳細は HP 参照



※2「北本市学校選択制検討委員会」とは

北本市学校選択制がよりよい制度となることを目指して、北本市の実態に適した実施要項を検討する会です。

委員は、学識経験者、小・中学校長、PTA関係者から組織されています。

Q 2：Q 1により考えられる懸念事項とその対策についてどのように考えていますか。

→A：①「通学路の安全・防犯上の問題」

【対応策】通学路を確認し、状況に応じて自転車通学を認める等の対応を学校に依頼します。

②「兄弟と異なる学校に通うことによる学用品等の問題」

【対応策】兄弟が在籍していた学校を希望した場合、指定校変更の制度で取り扱います。

③「通学距離による健康上の問題」等を考えています。

【対応策】①と同様、状況に応じた対応を学校に依頼します。

Q 3：学校を選択して通う中学校が遠くなった場合、自転車通学になりますか。

→A：自転車通学については、各学校で定めている距離・地域があります。距離が遠くなった場合でも自転車通学になるとは限りません。

Q 4：選択後に希望変更はできないのですか。

→A：基本的に希望変更は受け付けません。しかし、やむを得ない事情等が発生した場合については、改めて保護者と児童本人が教育委員会担当者と面談を行い、可否を検討いたします。できるだけそのようなことがないよう、事前にご家庭で十分に話し合っていたいただいた上で、申請をお願いいたします。

Q 5 : 申請時の許可要件に変更があった場合、どうなりますか。

→A : 学校選択制は、申請されたそれぞれの要件について検討し、許可をするものですから、入部希望の部活動が変わった等、要件が申請時と変更になった場合、改めて可否を検討させていただきます。

Q 6 : 部活動要件で選択した場合、部活動を途中で辞めることができますか。

→A : 中学校3年間を通して、希望した部活動に継続して入部していただきます。しかし、何らかの理由によって途中で辞めざるを得ない状況も考えられます。万が一そのような場合には、顧問や担任とよく相談していただき、最善の方法を検討していただきます。「中学校でその部活動に一生けん命励みたい」「指定校以外の学校にあるその部活動で力を発揮したい」という強い気持ちを前提として、学校選択を希望する前に、ご家庭で十分に話し合ってください。

Q 7 : 部活動要件で学校選択を考えているのですが、今後、市内の部活動はどうなっていくますか。

→A : 現在、本市では持続可能な部活動の実現に向けて、今後の部活動の在り方について検討を進めているところです。具体的には、在籍校に希望する部活動がない等の場合に参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れる「拠点校方式」や、学校の部活動を地域や民間に委ねる「地域移行・地域連携」の段階的な実施について検討しています。今後の状況によっては、令和7年度中学校入学生についても、在籍中に部活動の活動状況が変更となる可能性もあることをご理解いただいた上で、申請をお願いいたします。

Q 8 : 指定校に進学したいので、新たな部活動を増やしてもらえませんか。

→A : 部活動を増やすためには、学校の実態（生徒数、教職員数、部員数、予算等）等、さまざまな状況について総合的に判断し、その可否を検討しなければなりません。すぐに新設することは難しいことをご理解ください。

Q 9 : 私立中学校受験や転居する予定がはっきりしない場合はどうしたらよいですか。

→A : 北本市内中学校への進学を想定して選択をご検討ください。

Q 10 : これから転入してくる6年生については期間外に申請できますか。

→A : 転入の際に一度だけ選択する機会があります。選択を希望する場合は申請を行い、児童と保護者同伴での面談も行います。

中学校への進学は児童にとって大きな節目です。どの学校に進学しても、悩みや戸惑いがあるのが思春期である中学生の特徴です。学校選択を希望される際、保護者の皆様におかれましては、お子様と十分に話し合ってください、お子様への適切なお助言をお願いいたします。

